

NEWS

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会主催

産業廃棄物処理に係る「第26回 実務者研修会」開催

2月15日（金）名古屋国際会議場 141・142 会議室（名古屋市熱田区）にて、「第26回実務者研修会（実務基礎コース研修会）」を開催しました。

平成28年のダイコー（株）の不適正処理事案を契機に、協会が主催する実務者研修会や協会支部が主催する法令講習会等に、3年に1回は必ず参加することを誓約していただいています。本研修会は排出事業者及び廃棄物処理業者の実務担当者を対象としており97名が受講しました。



講師の渡邊専務理事

開会挨拶の中で事務局専務理事 渡邊 修氏は、「現在当業界は難しい局面に来ており、廃プラが輸出禁止となり、全国的に廃プラの処理に困難をきたして不法投棄がされています。愛知県では最近は無くなりましたが、過去に不法投棄された山はまだ残っており、それが処理されれば解決したということになります。不法投棄を行えば許可の取り消しになりますので、絶対に行わないようお願いいたします。」と不法投棄防止への啓発がありました。

研修会は同氏が講師となり「産業廃棄物処理の基礎知識」について講義がありました。産業廃棄物の不法投棄問題では、平成28年度は2.7万トンの投棄量が、平成29年度は3.6万トンと増加しており、建設系廃棄物が70.6%を占めています。不法投棄実行者では、排出事業者55.2%、許可業者5.5%、無許可業者2.5%、他（不明、複数、その他）という内訳です。また違反行為を行った場合、報告徴収立入検査があり、刑事処分（刑事罰として、罰金刑、禁固刑、懲役刑）、行政処分（改善命令・施設の改善命令、措置命令、許可の取消、他）、民事責任（損害賠償）が問われます。欠格要件については、改正廃棄物処理法平成22年5月19日公布

（平成23年4月1日施行）により、欠格要件規定の合理化が図られ、悪質な違反でないものについては、その会社だけ取り消し、以後連鎖しないとのことです。



講師の相宮環境アドバイザー

「電子マニフェスト」は、事務局環境アドバイザー 相宮良一氏が講師となり電子マニフェスト制度について、運用の流れ、利用状況について説明がありました。平成30年度の年間登録件数は約2,600万件、電子化率は58%（年間総マニフェスト数を5,000万として電子化率を算出。）ですが、今後2022年度の電子化率70%の目標が立てられたとのことです。



講師の小坂事務局長

「産業廃棄物の委託処理と委託契約」、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」、「帳簿」は、事務局長小坂元信氏が講師となり委託契約書の目的、委託基準、委託契約書の記載事項について解説しました。再委託は法第14条第16項において原則禁止と定められており、再委託の決定権は排出事業者にあります。再委託ができる場合の手順、手続きについて説明がありました。マニフェストでは、廃棄物管理票制度、交付等状況、紙マニフェスト記入要領について、帳簿では、廃棄物処理業者が備え付けるべき帳簿、電子マニフェストを活用した帳簿作成方法について述べ、研修会を終えました。

